

令和2年5月25日

西山電気株式会社

原則在宅勤務（テレワーク）期間の終了について

弊社では緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則在宅勤務としておりましたが、宣言解除を受け原則在宅勤務を終了して、5月26日（火）より通常勤務といたします。

なお、当面の間は時差通勤および一部在宅勤務を実施いたします。ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○本件に関するお問い合わせ先：

西山電気株式会社 管理部総務課

[TEL] 03-3444-0181 [mail] kanri@nishiyama-denki.co.jp